



平成27年度から

子ども・子育て支援新制度

がスタート

すべての子どもたちが
笑顔で成長していくために
すべての家庭が安心して子育てでき、
育てる喜びを感じられるために。



国が示す新制度のポイント

- 待機児童の解消のために**保育の場を増やす**
- 地域の子育てニーズに応じた**子育て支援を充実**
- **認定こども園**の普及



新制度に向けた市の取り組み

- 子ども・子育て会議を設置
- 子育て支援のニーズを把握
- 子ども・子育て支援事業計画を策定



利用手続きや利用料金の一部が変更になりますが、幼稚園、保育所での教育・保育の内容はこれまでと変わりません。

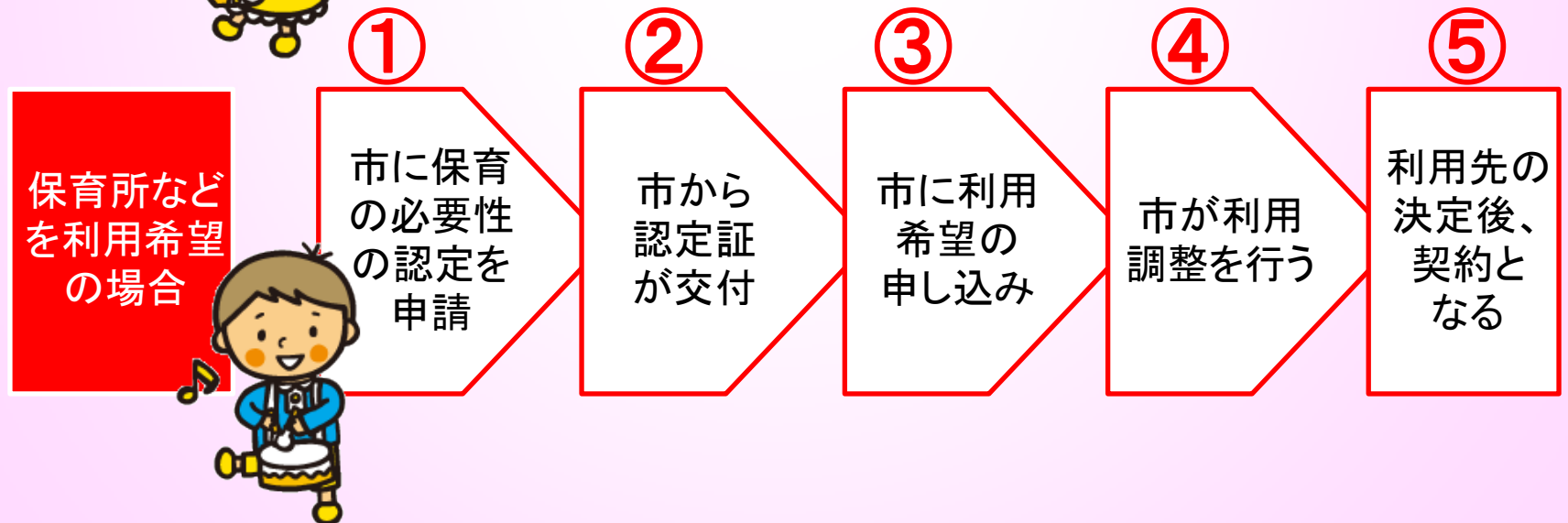
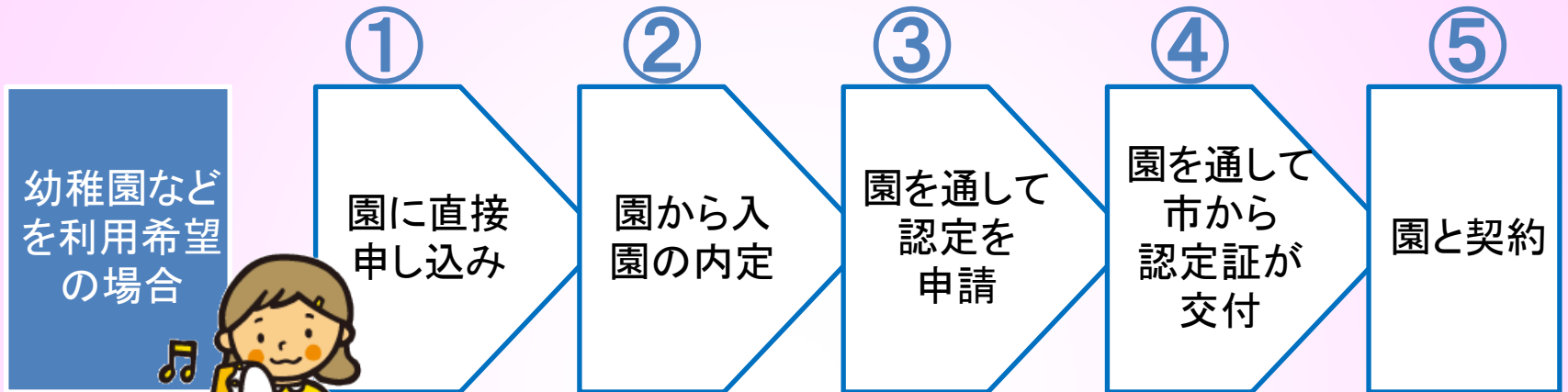


幼稚園・保育所の こんなところが変わります

幼稚園・保育所の利用を希望する保護者の方に
「認定」を受けていただきます。

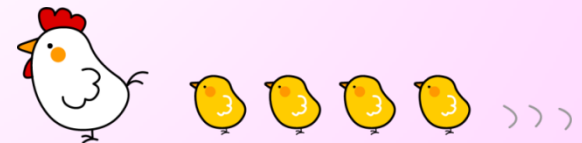
- 1号認定 • • • 教育標準時間認定
満3歳以上で教育のみ
- 2号認定 • • • 保育認定
満3歳以上で保育を希望
- 3号認定 • • • 保育認定
満3歳未満で保育を希望

新制度の施設利用の流れ



幼稚園を利用する場合

	これまで	新制度スタート（平成27年度から）
利用料金	施設が設定 （すべての利用者が同額）	施設により次の2通り ①利用者の所得に応じて市が設定 ②施設が設定（すべての利用者が同額）
利用申し込み	希望する施設に直接申し込み	希望する施設に直接申し込み * 上記①の場合、「認定」申請が追加



幼稚園の教育時間は？

幼稚園の教育時間は6時間とします




園によっては、預かり保育
(15:00～16:00)を行っています。
利用料金は0円ですが、
おやつ代等実費が必要です。

中津川市の公立幼稚園の
教育時間は、現在と変わり
ません。



保育所を利用する場合

	これまで	新制度スタート（平成27年度から）
保育時間	11時間以内	保護者の就労などにより次の2通り ①保育標準時間【11時間以内】 ②保育短時間【8時間以内】
利用料金	所得に応じて市が設定	所得に応じて市が設定
利用申し込み	市に利用申し込み	市に利用申し込み *申し込みの際に「認定」申請が追加



保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です

- 就労
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居親族等の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、すでに保育を利用していること
- その他市町村が認める場合



「保育の必要性」の認定について

- 「就労」が事由の場合、保育の必要量により、次のいずれかに区分

- 「保育標準時間」利用

フルタイム就労を想定（1か月に120時間程度）

→ 最長11時間利用可能

現行と同じ！

- 「保育短時間」利用

パートタイム就労を想定（就労時間の下限は64時間）

→ 最長8時間利用可能

保育所（保育標準時間認定）の 保育時間は？

- 「保育標準時間」利用（フルタイム就労を想定）



利用料金は現行どおり！

18:00～18:30 200円

18:00～19:00 500円

保育標準時間認定の場合、利用可能な時間は、最長11時間です。

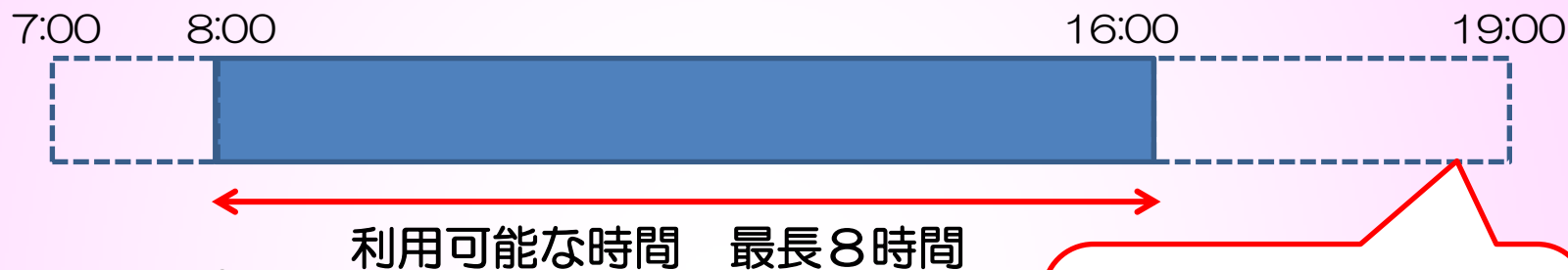
11時間を超えて利用する場合、**延長保育料金が必要**です。

（ただし事前の申請が必要）

保護者が**保育できない時間をお預かりする**ということは、従来と変わりません。

保育所（保育短時間認定）の 保育時間は？

- 「保育短時間」利用（パートタイム就労を想定）



利用料金	
16:00～18:00	0円
18:00～18:30	200円
18:00～19:00	500円

保育短時間認定の場合、利用可能な時間は、最長8時間です。
朝7時～8時及び、夕方16時以降は、**突発的な場合のみ利用**できます。（ただし事前の申し込みが必要です）
月額利用料の設定はありません。

地域の子育て支援も充実します



地域子育て
支援
拠点事業

利用者支援



一時預かり



放課後児童
クラブ



病児保育



みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!



お問い合わせは、TEL 66-1111

教育委員会子育て政策室（内線4255・4275）まで
教育委員会 幼児教育課（内線4241・4227）まで

中津川市栄町1番1号にぎわいプラザ4階